



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年12月27日(金) 第10262号

目次

	ページ
告 示	
○群馬県県税条例第21条第1項の規定により指定する期日(税務課)	2
○解除予定保安林(森林保全課)	2
○電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路管理課)	2
公 告	
○指定管理者の指定の期間の変更(文化振興課)	2
○指定管理者の指定(スポーツ振興課)	3
○同	3
○同	4
○指定管理者の指定の期間の変更(こども・子育て支援課)	4
○指定管理者の指定(自然環境課)	4
○同(林政課)	5
○土地改良区役員の就退任の届出(農村整備課)	5
○指定管理者の指定(労働政策課)	6
○同(観光魅力創出課)	6
○同	7
○同(都市整備課)	7
○開発工事の完了(建築課)	8
教育委員会規則	
○群馬県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則(学校人事課)	9
教育委員会公告	
○指定管理者の指定(生涯学習課)	10
選挙管理委員会告示	
○政治団体の名称等	10
○政治団体の異動事項	11
○政治団体の解散届出	11
○資金管理団体の名称等	11
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	12
○病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示の一部改正	13
公営企業公告	
○指定管理者の指定(団地課)	13
○同	13
○同	14
○同	14

■ 告 示

◎群馬県告示第304号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号）第21条第1項の規定による告示（令和6年群馬県告示第10号）において別途告示で定めることとされている期日のうち、石川県（七尾市及び羽咋郡志賀町に限る。）に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、個人の事業税、法人の県民税、法人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税に限り、その期限が令和6年1月1日から令和7年1月30日までの間に到来するものについて、同月31日とする。

令和6年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

◎群馬県告示第305号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和6年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 渋川市赤城町棚下字込山417の7・417の9・418の3（以上3筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

◎群馬県告示第306号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和6年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間
県道	佐野行田線	館林市朝日町2305番地の5番地先から同市城町38番地の9番地先までの上下線

■ 公 告

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更した。

令和6年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 県立自然史博物館附帯ホール
 - (2) 所在地 富岡市上黒岩1674番地1
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 富岡市
 - (2) 主たる事務所の所在地 富岡市富岡1460番地1
 - (3) 代表者の氏名 富岡市長 榎本義法
- 3 指定の期間
 - 変更前 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
 - 変更後 令和2年4月1日から令和8年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 群馬県総合スポーツセンター
 - (2) 所在地 前橋市関根町800番地
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 公益財団法人群馬県スポーツ協会
 - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市関根町800番地
 - (3) 代表者の氏名 理事長 田子昌之
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク
 - (2) 所在地 渋川市伊香保町伊香保587番地1
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 公益財団法人群馬県スポーツ協会
 - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市関根町800番地

(3) 代表者の氏名 理事長 田子昌之

3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

1 公の施設の名称及び所在地

(1) 名称 群馬県ライフル射撃場

(2) 所在地 北群馬郡榛東村大字上野原字吾妻山2番17

2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(1) 名称 群馬県ライフル射撃協会

(2) 主たる事務所の所在地 高崎市倉渕町三ノ倉497番地

(3) 代表者の氏名 会長 岡田榮三

3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更した。

令和6年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

1 公の施設の名称及び所在地

(1) 名称 ぐんまこどもの国児童会館

(2) 所在地 太田市長手町480番地

2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(1) 名称 公益財団法人群馬県児童健全育成事業団

(2) 主たる事務所の所在地 太田市長手町480番地

(3) 代表者の氏名 理事長 塚越日出夫

3 指定の期間

変更前 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

変更後 令和2年4月1日から令和9年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 大沼キャンプフィールド及び赤城ランドステーション
 - (2) 所在地 前橋市富士見町赤城山1ほか
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 株式会社スノーピーク
 - (2) 主たる事務所の所在地 新潟県三条市中野原456番地
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役社長執行役員 山井太
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和17年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 赤城森林公園及び赤城ふれあいの森
 - (2) 所在地 前橋市柏倉町地内及び富士見町赤城山地内
- 2 指定管理者の名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 KohaLAB
 - (2) 主たる事務所の所在地 高崎市下里見町989番地2
 - (3) 代表者の氏名 株式会社スポーツプロテクト 代表取締役 赤尾真澄
 - (4) 構成者の氏名 紅陵造園株式会社 代表取締役 山宮衛
NPO法人笑顔の森 理事長 大塚猶之
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の別	区分	役員氏名	住 所
中村堰	理事	再任	清水淑朗	藤岡市立石447番地
	同	同	笠原憲	同 森新田56番地4
	同	同	江原慎二	同 中栗須555番地

同	新任	三木登世宣	高崎市新町474番地10
同	同	井野庫吉	藤岡市岡之郷516番地
同	同	岡本好季	同 森220番地1
同	同	宮下正夫	同 中1033番地
同	同	神田茂博	同 篠塚467番地
同	退任	白岩民次	同 岡之郷491番地
同	同	針谷一詩	同 森225番地
同	同	桜井一夫	同 立石1297番地
同	同	塚越秀行	同 中1330番地
同	同	茂木勝正	同 篠塚509番地
監事	再任	斉藤佐一	同 中578番地
同	新任	温井藤夫	同 岡之郷57番地3
同	同	堀口一彦	同 立石1372番地4
同	退任	三木登世宣	高崎市新町474番地10
同	同	井本紀彦	藤岡市岡之郷46番地

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 群馬県勤労福祉センター
 - (2) 所在地 前橋市野中町361番地2
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 公益財団法人群馬県勤労福祉センター
 - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市野中町361番地2
 - (3) 代表者の氏名 理事長 足立進
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 烏川河川玉村運動場
 - (2) 所在地 佐波郡玉村町大字角淵地先
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 玉村町
 - (2) 主たる事務所の所在地 佐波郡玉村町大字下新田201番地
 - (3) 代表者の氏名 玉村町長 石川眞男
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 宝台樹キャンプ場及び宝台樹スキー場
 - (2) 所在地 利根郡みなかみ町大字藤原地内
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 株式会社みなかみ宝台樹リゾート
 - (2) 主たる事務所の所在地 利根郡みなかみ町藤原3832番地40
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役 横瀬寛隆
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 敷島公園
 - (2) 所在地 前橋市敷島町地内ほか
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 敷島パークマネジメントJV
 - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市千代田町二丁目12番地1
 - (3) 代表者の氏名 株式会社オリエンタル群馬 代表取締役 中埜智親
 - (4) 構成者の氏名 株式会社オリエンタルコンサルタンツ 代表取締役社長 野崎秀則
株式会社富士植木 代表取締役 成家岳

シンコースポーツ株式会社 代表取締役 石崎健太

コーエィ株式会社 代表取締役 関口典明

3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和6年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字角淵字天神5071-12、5071-14	高崎市新町3122番地1 三菱鉛筆社宅205号 伊達将典
2	佐波郡玉村町大字角淵字御門5272-2	高崎市福島町765番地1 リビングタウン西浦D棟202号 高野浩朗、高野穂
3	佐波郡玉村町大字後箇275-5	高崎市貝沢町1108番地3 インペリアルA103号 田口尚貴
4	佐波郡玉村町大字下茂木958-5、958-19、959-2、959-4、957の一部、958-20	佐波郡玉村町大字下新田775番地1 昭栄ビル2階 新井章太郎
5	佐波郡玉村町大字下茂木958-6、958-21、959-3、959-8、959-13、957の一部、958-22	佐波郡玉村町大字下茂木255番地1 川島真規子

■ 教育委員会規則

群馬県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年十二月二十七日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第十五号

群馬県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

群馬県教育職員免許状に関する規則(昭和三十七年群馬県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号中「肄齋」を「~~肄齋~~」に改める。

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

■ 教育委員会公告

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年12月27日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 群馬県青少年会館
 - (2) 所在地 前橋市荒牧町2番地12
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 公益財団法人群馬県青少年育成事業団
 - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市荒牧町2番地12
 - (3) 代表者の氏名 理事長 太田大森
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第73号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和6年12月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 片 野 清 明

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
あけの康剛後援会	明野康剛	明野康剛	前橋市天川大島町61-2
	令和6年11月21日		
群馬郡医政会	水口滋之	山田敬之	高崎市高浜町984-1
	令和6年11月12日		
新倉淳一後援会	新倉淳一	高橋和夫	前橋市富士見町小暮1918-9
	令和6年11月8日		
前原健一後援会	前原健一	前原絢子	前橋市六供町4-34-30
	令和6年11月15日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和6年12月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
大賀孝訓後援会	代表者の氏名	大賀孝訓	渡辺孝治	令和6年 10月7日
松島しげき後援会	会計責任者の氏名	大野勉	中村堅一	令和6年 11月13日

◎群馬県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和6年12月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
大賀孝訓後援会	大賀孝訓	令和6年10月7日
菖の会	濱田清子	令和6年9月15日

◎群馬県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和6年12月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
明野康剛	前橋市議会議員	あけの康剛後援会	前橋市天川大島町61-2	令和6年 11月21日

◎群馬県選挙管理委員会告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和6年12月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 31,647
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 297,793
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	10,090
甘楽郡	5,921
吾妻郡	14,436
利根郡	8,757
佐波郡	9,862
邑楽郡	26,407
前橋市	91,537
高崎市	102,377
桐生市	29,402
伊勢崎市	55,732
太田市	58,597
沼田市	12,552
館林市	20,322
渋川市	20,826
藤岡市・多野郡	18,459
富岡市	12,876
安中市	15,650
みどり市	13,650

◎群馬県選挙管理委員会告示第78号

病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示(昭和41年群馬県選挙管理委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。

令和6年12月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

表1の項中「医療法人社団日高会 日高リハビリテーション病院 同 吉井町馬庭2204番地」を「医療法
たかま

人社団日高会日高リハビリテーション病院 同 吉井町馬庭2204 「特別養護老人ホー
院 同 稲荷台町136 に改め、表2の項中 特別養護老人ホー
え病院 同 中尾町1230 」 特別養護老人ホー

ムサンライフ間屋町 同 間屋町1-5-4
ム 悠ゆうみなみちょう 同 南町2-67-5 を「特別養護老人ホームサンライフ間屋町 同 間屋
ム ルネス前橋 同 岩神町二丁目3-27」 特別養護老人ホームルネス前橋 同 岩神

町1-5-4 「特別養護老人ホー
町2-3-27」に、「特別養護老人ホームほなみユニット型 同 朝倉町842-1」を アースケア前橋朝
アースケア前橋元

ムほなみユニット型 同 朝倉町842-1
倉の里 同 朝倉町430-1 に、「メリィホームうすい 同 松井田町八城226-1」
総社の里 同 元総社町530-4」

を「メリィホームうすい 同 松井田町八城226-1
地域密着型特別養護老人ホームしづの想い 同 築瀬175-1」に改める。

■ 公営企業公告

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年群馬県条例第50号)第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年12月27日

群馬県企業管理者 成田正士

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 玉村ゴルフ場
 - (2) 所在地 佐波郡玉村町大字角淵5006番地1
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 株式会社三商
 - (2) 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋人形町一丁目3番6号
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役 吉田利治
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年群馬県条例第50号)第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年12月27日

群馬県企業管理者 成田正士

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 前橋ゴルフ場
 - (2) 所在地 前橋市川原町一丁目42番地4
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 久松商事株式会社
 - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市北代田町691番地
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役 久松一夫
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年12月27日

群馬県企業管理者 成田正士

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 板倉ゴルフ場
 - (2) 所在地 邑楽郡板倉町大字板倉777番地1
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 東急リゾート&ステイ株式会社
 - (2) 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役社長 栗辻稔泰
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年12月27日

群馬県企業管理者 成田正士

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 新玉村ゴルフ場
 - (2) 所在地 佐波郡玉村町大字川井1065番地1
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 金井興業株式会社
 - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市鳥羽町36番地1
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役 清水英樹
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
